

仕 様 書

秋田市（以下「甲」という。）は業務受託者（以下「乙」という。）に旧チャレンジオフィスあきたの消防設備保守点検業務について、この仕様書に定めるところに従って委託するものとする。

1 本 旨

本業務の使命ならびに遵法の精神を理解し、甲乙携え誠意をもって本契約を履行する。

2 履行場所

秋田市土崎港西三丁目9番15号 旧チャレンジオフィスあきた

3 委託期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

4 契約事項

契約事項は、当該契約にかかる一般的な記載事項のほか、次に掲げる事項を盛り込むものとする。

- (1) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除する。
- (2) 甲は、契約期間満了前であっても、乙に対し文書をもって通知することにより、甲の希望する期日をもって、当該契約を解除することができる。

5 業務内容

- (1) 乙は、本設備の機能保守のため、別表のとおり技術員を派遣し、点検を行う。
- (2) 甲は、本設備に異常等を発見したとき又は本設備に影響を及ぼす恐れのある模様替等の工事を行うときは、すみやかに乙に通知し、甲乙協力して設備の保全に努めなければならない。
- (3) 乙は、点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、直ちに甲に連絡し、甲乙協議のうえ最善の処置を講じなければならない。
- (4) 乙は、本設備の機能を常に正常に保つための必要な助言を甲にしなければならない。
- (5) 天災、火災等が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、警戒体制をとり、事故の防止に万全を期すること。

6 報告義務

作業終了後、作業等の状況を書面によりすみやかに報告するものとする。また、報告書の書式は、甲の指示がない箇所は乙の標準書式とする。なお、報告書には必要に応じ作業写真も添付し、2部甲に提出すること。

7 疑義

この仕様書に記載のない事柄について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

別 表

消防設備の種類	定期点検期間	
	外観点検および機能点検	総合点検（感度測定共）
自動火災報知設備	6カ月	12カ月
防排煙設備	6カ月	12カ月
不活性ガス消火設備	6カ月	12カ月

消防設備の種類	定期点検期間	
	外観点検および機能点検	総合点検（外観、機能点検含む）
非常放送設備	6カ月	12カ月
誘導灯設備	6カ月	
消火器	6カ月	
ガス漏れ警報設備	12カ月	12カ月

※ 消火器の点検に伴う薬剤の詰め替え費は、本契約に含むものとする。